

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人の職員</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p>	<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の職員</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p>
<p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の110以上100分の180以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の134以上100分の220以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の98.5以上100分の110未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の119.5以上100分の134未満</u>）</p>	<p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の107.5以上100分の175以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の131.5以上100分の215以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の96以上100分の107.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の117以上100分の131.5未満</u>）</p>

<p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の107</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の107未満</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の47以上</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の57以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の43.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の43.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の84.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の104.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の84.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の104.5未満</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の44.5以上</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の54.5以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の41</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の51</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の41未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の51未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。